

小菅村所有者不明土地対策計画

1 所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する基本的な方針

(1) 背景・目的

近年、人口減少・高齢化や相続件数の増加等に伴い、低未利用土地や不動産登記事項証明だけでは所有者が分からない土地（いわゆる所有者不明土地）が増加しています。これらの土地は村の活性化や必要な事業の実施を阻害するほか、適正な管理が実施されないことで、防災・防犯・安全・環境・景観等の多岐にわたる問題を生じさせるおそれがあります。

本村では、今後さらなる増加が見込まれる所有者不明土地や低未利用土地に対して総合的かつ計画的な対策を講じていくため、「小菅村所有者不明土地対策計画」を作成します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第 45 条第 1 項の規定による「所有者不明土地対策計画」であり、「所有者不明土地の利用に円滑化及び管理の適正化並びに土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針（令和 4 年法務省・国土交通省告示第 1 号）」に基づき作成するものです。

また、小菅村総合計画を上位計画とし、過疎地域持続的発展計画等の関連計画と連携を図りながら所有者不明土地・低未利用土地対策に取り組みます。

(3) 取組方針

本村は出生数の減少、労働人口の流出が著しく、少子化、高齢化が進み、さらに過疎化が進むといった悪循環となっています。

そのため、人口増に向けた施策として若者定住促進の奨励に関する取組や村営住宅の新規整備・維持を実施していますがさらなる定住促進施策のため、村内にある低未利用土地、特に公簿情報等を参照しても所有者が直ちに判明しない、又は連絡がつかない土地や雑草雑木の繁茂が問題となっている土地の有効活用を図ります。

(4) 計画の対象

本計画で対象とする地域は、本村全域とします。

対象とする土地は、所有者不明土地法第 2 条第 1 項に規定する所有者不明土地、土地基本法（平成元年法律第 84 号）第 13 条第 4 項に規定する低未利用土地とします。

(5) 計画期間

本計画の計画期間は、令和 6 年 4 月から令和 11 年 3 月までの 5 年間とします。

2 低未利用土地の適正な利用及び管理の促進その他の所有者不明土地の発生の抑制のために講ずべき施策に関する事項

低未利用土地を所有者不明土地にしないために、所有者による利活用や適正な管理を促すとともに、国の補助制度を活用して、土地の所有者探索・事業コーディネート・利活用を阻害する状態の解消・所有者不明土地法第42条に規定する民法に基づく手続き等を行います。

3 所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための体制の整備に関する事項

所有者不明土地等対策には、庁内の多岐にわたる部署が関係することから、庁内での情報共有等を図るとともに、土地所有者等関連情報の内部利用等の円滑化を図ることとします。

4 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する普及啓発に関する事項

所有者不明土地等がもたらす課題や、これらの土地の利用の円滑化等に向けた取組を紹介するパンフレットを作成し、村ホームページに掲載したり、庁内の窓口に設置するほか、説明会等を開催したりすることで、普及啓発に取り組むこととします。

5 その他所有者不明土地の利用の円滑化等を図るために必要な事項

本計画は、施策の進捗や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。